

中野市立中野平中学校いじめ防止基本方針

はじめに

この「中野市立中野平中学校いじめ防止基本方針」（以下「中野平中基本方針」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律71号以下「法」という。）第13条の規定に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策を効果的に推進するために策定するものである。

1 いじめ防止等のための基本的な方向

(1) いじめとは

生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいじめと考える。

(2) いじめ防止等に対する考え方について

いじめは、どの生徒にも、どの学校にも起こりうることを踏まえ、学校の教育活動全体を通して、全ての生徒に「いじめは絶対に許されない」という心情を育てる。そのためには、学校は、いじめの未然防止、早期発見、対応等に関わる具体的な対策に、計画的・継続的・組織的に取り組む。

(3) いじめの未然防止について

いじめの克服には、いじめの未然防止が重要であり、いじめを生まない土壌づくりを目指して、家庭、地域、学校の三者が一体となって継続的にいじめ防止に取り組む。そのために、学校では未然防止に力点を置きたいじめの起こりにくい学校づくりを行う。

(4) いじめの早期発見について

いじめにいち早く気づき、迅速に対応するために、「いじめは目に見えにくい」ことを認識し、教職員が児童生徒の些細な変化や兆候に気づく力を高める。また、学校では、定期的なアンケート調査、チェックシートの活用、教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすくするとともに、教職員と生徒・保護者の信頼関係の構築を図り、訴えや相談がしやすいようにする。

(5) いじめへの対応について

いじめにつながる可能性のある行為を発見したり、情報を受けたりした場合は、速やかに組織として対応する。また、いじめを受けた生徒やいじめを知らせた生徒の安全を確保、いじめたとされる生徒に対する事実確認、指導等に組織的に対応する。そのために、学校は、いじめを把握した場合の対応について、いじめ対応マニュアルの充実を図り、研修等を通して、関係する生徒への指導・支援のあり方や保護者との連携について、全教職員が共通理解するようにする。

このような学校の取組の充実を図り、指導の効果を上げるためには、保護者の理解と協力はもとより、場合によっては心理や福祉の専門家の助言、警察・児童相談所・医療機関・地方法務局等関係機関との連携も必要となるため、学校は地域の関係機関と日頃から関係づくりを行う。

2 いじめ防止等のための具体的な取組

(1) 校内研修等において、中野平中基本方針に対する教職員の共通理解を図るとともに、いじめに対する意識啓発と、いじめ防止の取組に対する教職員の資質を向上させる。

(2) いじめ防止等に関する取組に関わる年間計画を作成する。

(3) 生徒に対する「学校生活アンケート」等を活用して、いじめ等に関わる生徒の実態を把握し、いじめの早期発見・未然防止、いじめへの早期対応を図る。

(4) いじめ防止等の対策のための組織の設置とその取組

① 設置の名称、目的

法の第22条を受け、学校では、いじめの防止等に関する対策や措置を実効的に行うための

組織（以下「組織」という。）である「いじめ・不登校等対策委員会」を設置する。

② 構成員 校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭（PTA役員等）

③ 役割

ア 中野平中基本方針に基づく取組の実施や、年間計画の作成・実行・検証・修正の中核

イ いじめの相談・通報の窓口

ウ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有

エ いじめの疑いに係る情報があったときには緊急会議を開いて、情報の迅速な共有、関係生徒に対する事実関係の確認、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等といった対応を組織的に実施するための中核

(5) 地域や保護者との連携

① 保護者への意識啓発（法における保護者の責務等 第9条）

ア 学級・学年のPTA懇談会等において、いじめの防止等に関する保護者責務と中野平中基本方針、具体的な取組について伝え、意識啓発を行う。

イ 人権同和教育旬間中等、学級・学年のPTA懇談会や学級・学年だより等を通して、いじめ防止に関する意識啓発を行う。

ウ 人権同和教育に関する授業参観を行う。

② 情報発信及び基本方針の周知

ア HPの活用

イ 学校だより、学年だよりの活用

(6) 関係機関との連携

① 警察、児童相談所、中野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）、民生児童委員、主任児童委員等との連携

② 中学校区の保育園、小学校、中学校間の連携の強化

3 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

法第28条第1項に規定による下記ア・イのような重大事態が発生した場合は、いじめられた児童生徒を徹底して守り通すとともに、その心情に寄り添い、適切かつ真摯に対応する。

ア 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いのある場合

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

イ いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合（年間30日欠席が目安。一定期間連続して欠席しているような場合なども含む。）

ウ 生徒や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合

(2) 学校の対応

① 重大事態発生直後に、法第28条第1項により、速やかに対応チームを組織する。

② 対応チームによる関係生徒への事実確認と関係生徒の保護者への迅速な連絡、支援・指導を行う。

③ 関係機関等（警察・医療・消防・中野市教育委員会・県教育委員会・PTA等）への支援を要請し、連携体制を構築する。

④ いじめられている生徒の安心・安全を確保する。

⑤ いじめている生徒へ、適切な指導を行う。

⑥ 事実確認の結果等を中野市教育委員会および県教育委員会に報告し、同教育委員会の指導・助言を受け、必要な措置をとる。

⑦ 中野市教育委員会の調査組織に必要な資料提出を行う等、調査に協力する。